

情報公開・個人情報保護審議会 諒問・報告事項

件名	各種がん検診未受診者に対する受診再勧奨通知作成及び印字に係る業務の委託について（対象年齢の拡大）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

(担当部課：健康部健康づくり課)

事業の概要

事業名	健康診査（がん検診）														
担当課	健康づくり課														
目的	がん検診受診率向上のため（再勧奨）														
対象者	年度当初にがん検診票を送付した区民のうち、未受診の者														
事業内容	<p>年度当初、がん検診の受診勧奨としてがん検診票を送付するが、一定期間が経過しても未受診の者に対して、業務委託の方式を利用し、再勧奨ハガキを送付する。</p> <p>そのため、入札により決定した事業者に対し、対象者の住所、氏名、整理番号（郵便番号順に符番）を電磁的媒体にて提供し、圧着ハガキの作成・加工、対象者の住所、氏名、整理番号及び住所のカスタマバーコード（※）の印字を委託する。</p> <p>本事業は、平成28年度より開始した。事業開始初年度は、本区では受診率が低いが、比較的若い世代や働き盛りの世代で罹患率が高い、子宮頸がん及び乳がん検診において実施し、平成29年度以降は、胃がん、大腸がん及び肺がん検診の未受診者についても拡充し、事業を継続する旨、了承を得ていた。（平成28年度第3回本審議会了承事項）</p> <p>平成29年度の事業実施にあたり、国では、がんによる死亡率の減少効果に向け、総合的ながん対策の推進を重要と位置付けている。がん予防の一つとしてがん検診の受診率向上がより重要視され、受診率の向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨の対象年齢を60歳から69歳に引き上げ、効果的な手法を用いながら実施し、受診率の向上を図る必要があるとされた。そのため、本区でも対象年齢を69歳に引き上げる。業務委託内容に変更はない。</p> <p>本事業は、次年度以降も継続して実施する。子宮頸がんは20歳から69歳まで、胃がん、大腸がん、肺がん及び乳がんは40歳から69歳までの間で、実施年度ごと対象者を限定しながら効果的に実施する。</p> <p>※ カスタマバーコードとは、郵便料金の割引適用を受けるため、日本郵便事業（株）で規定された住所のバーコードをいう。</p> <p>◎がん検診再勧奨対象者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>胃がん、大腸がん、肺がん</th> <th>子宮頸がん</th> <th>乳がん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>未実施</td> <td>20～40歳</td> <td>40～60歳</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>40～69歳 約50,000名</td> <td>20～69歳 約28,000名</td> <td>40～69歳 約30,000名</td> </tr> </tbody> </table>				胃がん、大腸がん、肺がん	子宮頸がん	乳がん	平成28年度	未実施	20～40歳	40～60歳	平成29年度	40～69歳 約50,000名	20～69歳 約28,000名	40～69歳 約30,000名
	胃がん、大腸がん、肺がん	子宮頸がん	乳がん												
平成28年度	未実施	20～40歳	40～60歳												
平成29年度	40～69歳 約50,000名	20～69歳 約28,000名	40～69歳 約30,000名												

◇電子計算機による個人情報の処理委託、(第14条第1項)…報告事項

**件名 各種がん検診未受診者に対する受診再勧奨通知作成及び印字に係る業務
委託について（対象年齢の拡大）**

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査（がん検診）
委託先	未定（入札により決定） ※ プライバシーマーク取得を入札等の参加条件とする。
委託に伴い事業者に処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	《委託先に提供する対象者に係る項目》 住所、氏名、整理番号 《委託先が処理する対象者に係る項目》 住所、氏名、整理番号及び住所のカスタマバーコードの印字
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	未受診の対象者が子宮がん及び乳がんだけでも約5万人と見込まれ、年齢及び5がん全てに拡充することで約10万人と大量の発送であるため、区職員による対応では、他の業務に支障を生じる。
委託の内容	1 圧着加工用再勧奨ハガキの作成（連続帳票） 2 対象者の住所、氏名、整理番号及び住所のカスタマバーコードを印字（個人情報あり） 3 ハガキサイズに裁断、圧着加工 4 ハガキ納品と対象データの返却
委託の開始時期及び期限	平成29年9月中旬から平成29年11月30日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 委託先に、新宿区セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。 3 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。 4 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。 5 委託に当たり提供した個人情報データは納品時に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させる。

特記事項

(基本的事項)

- 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的祕密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。